

酒類販売事業者支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、令和3年4月25日から発令された緊急事態宣言等の影響により、兵庫県知事（以下「知事」という。）の要請を受けて休業または時間短縮営業をし、酒類の提供を停止する飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者が特に深刻な影響を被っていることを踏まえ、兵庫県（以下「県」という。）が当該事業者に「酒類販売事業者支援金」（以下「支援金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱及び県が別に定める酒類販売事業者支援金支給要領（以下「支給要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次号に定める法人及び第3号に定める個人をいう。
- (2) 法人 次のいずれかを満たす法人をいう。ただし、組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次のいずれかを満たす法人をいう。
 - ① 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。
 - ② 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- (3) 個人 常時使用する従業員の数が2,000人以下の個人事業主をいう。
- (4) 飲食店 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2項に定める飲食店営業を行う者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の知事の許可を受けた者をいう。
- (5) 対象月 2021年4月以降で、緊急事態宣言等の発令に伴い、知事の要請に基づき、飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしたことによる影響を受け、事業収入が2019年または2020年の同月と比較して30%以上50%未満減少した月。なお、事業収入の減少幅の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体による休業および時間短縮営業の要請に伴い申請者に支払われる協力金等の現金給付を受けている年または月については、当該現金給付を除いた事業収入の金額を用いるものとする。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、次の各号の全てを満たす中小企業等をいう。ただし、支援金の給付の申請を行うことおよび給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行う場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限るものとする。

- (1) 県内に本店を有する中小企業等であって、知事の要請を受けて休業または時間短縮営業をし酒類の提供を停止する飲食店と直接取引のある、一般酒類小売業免許または通信販売酒類小売業免許を有する酒類販売事業者であること。
- (2) 令和3年3月31日以前に開業し、かつ、支援金支給時点で営業の実態があること。
- (3) 法人にあつては、所轄税務署長に法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること。個人にあつては、所轄税務署長に開業届を提出し、確定申告をして

いること。ただし、令和3年3月31日までに初回の確定申告期限が到来していないこと等により、確定申告を行っていない中小企業等については、この限りではない。

- (4) 2021年4月の緊急事態宣言等の発令に伴い、知事の要請に基づき、飲食店が休業または時間短縮営業、酒類提供の停止をしたことによる影響を受け、2021年4月、同年5月または同年6月の事業収入が2019年または2020年の同月と比較して30%以上50%未満減少した者であること。なお、事業収入の減少幅の算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体による休業および時間短縮営業の要請に伴い申請者に支払われる協力金等の現金給付を受けている年または月については、当該現金給付を除いた事業収入の金額を用いるものとする。
- (5) 対象月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する休業および時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者または国において実施する月次支援金の支給対象となっている事業者でないこと。
- (6) 対象月と同期間を対象とした、地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業からの給付を受けないこと。
- (7) 代表者、役員および従業員が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (8) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (9) 官公署等から法令に基づく照会があった場合に県が情報提供を行うことに同意すること。
- (10) 支援金受給後も事業継続の意思を有すること。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表1に掲げる額とする。なお、支援金の額の算定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体による休業および時間短縮営業の要請に伴い申請者に支払われる協力金等の現金給付を受けている年または月については、当該現金給付を除いた事業収入の金額を用いるものとする。

2 本事業による支援金の支給は、対象月毎に審査する。

（支援金の申請及び支給の期間）

第5条 支援金の申請期間および支給期間は、実施要領において別に定めるものとする。

（支援金の支給基準等）

第6条 県は、酒類販売事業者支援金事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、事務局の審査を通じて支給要件を満たす場合に、第2条で定める支援対象者に対し支援金を支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

（推進体制・情報の共有）

第7条 県は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等につい

て適切に事業を運営し、統括する。

- 2 県は、他の官公署から法令に基づく照会があった場合は本事業で得た情報を提供することがある。

(支給の決定)

第8条 県は、支援金の支給を決定したときは、支援金を支給する事とする。またこの支給に先立ち、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 県は、第2条の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 県は、支給の決定を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようと申請したとき。
- 2 県は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して支援金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により支援金を返還する場合、その額の返還を期日を定めて命じるものとし、支援金受給者は、県が定める期日までに、県に対し返還しなければならない。

(加算金および遅延利息)

第11条 支援金受給者は、前条の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を、県に納付しなければならない。

- 2 支援金受給者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を、県に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(書類の保存)

第12条 支援金受給者は、支援金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を支給の完了した日の属する会計年度の終了後7年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第13条 県は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病

院事業管理者に提供すること。

(その他)

第14条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 県および支援金受給者は、支援金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和3年6月9日から施行する。

(兵庫県小売酒販組合連合会が実施する事業への準用)

2 本要綱は、兵庫県小売酒販組合連合会が実施する「酒類販売事業者支援金給付事業」において準用するものとする。この場合において、本要綱中、「兵庫県」とあるのは「兵庫県小売酒販組合連合会」と、「他の官公署」とあるのは「兵庫県その他の官公署」と、第14条第2項中「国」とあるのは「国または兵庫県」と読み替えるものとする。

別表 1

対象月	支援金の額
4月	2019年または2020年の4月の事業収入から2021年の4月の事業収入を引いた額。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ただし、法人は上限を40千円、個人は上限を20千円とする。
5月	2019年または2020年の5月の事業収入から2021年の5月の事業収入を引いた額。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ただし、法人は上限を200千円、個人は上限を100千円とする。
6月	2019年または2020年の6月の事業収入から2021年の6月の事業収入を引いた額。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ただし、法人は上限を133千円、個人は上限を66千円とする。